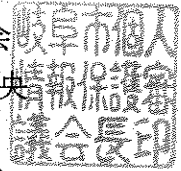


答 申 第 2 1 4 号
平成 29 年 6 月 16 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年6月2日付け岐阜市子若第194号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案

(1) 事案の概要

岐阜市では、平成26年度岐阜市子ども・若者総合支援センターを開設し、0歳～成人前の子ども・若者に関するあらゆる悩み・不安の相談に対し、教育・福祉等分野を超えて総合的に、また発達段階に応じた継続的な支援を行っている。

発達に課題を抱える子どもに対する早期の気づきと早期の相談・支援は、非常に重要なものであるが、岐阜市子ども・若者総合支援センターで行っている乳幼児期における各相談・支援が、その後の子育て及び子どもの成長にどのような影響を及ぼしているかの検証が不十分である。

今後の相談・支援の方向性を検討するため、保護者の相談・支援に対する意識、乳幼児期に必要な支援等に関するアンケート調査を実施する。

そのため、調査対象者のタックシールの作成に当たり、子ども未来部子ども・若者総合支援センターが保有する幼児支援教室支援ケース記録中の幼児支援教室利用児に関する情報を、利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 調査対象者

岐阜市幼児支援教室（要支援児の福祉の向上及び健やかな成長を図るため、心身に発達の遅れ又はその疑いのある幼児に対し、日常生活における基礎的な技能の習得、コミュニケーション能力の向上、集団生活への適応その他発達に関する相談及び支援を行う施設）の利用を承認された幼児で、平成29年度に小学校に入学したものの保護者（293名（平成29年3月現在））

(3) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の郵便番号、住所（送付先情報含む。以下同じ。）並びに幼児及び保護者の氏名

2 意見

適当なものと認める。